

# 非木造住宅を耐震診断される方は 事前に申請すると

最大 **9万円** もらえます



目的	非木造住宅の最低限の安全性の確保を図るため、旧基準非木造住宅について耐震診断を実施する方に対して、補助するためです。
対象住宅	昭和56年5月31日以前に着工された木造以外の一戸建ての住宅 又は併用住宅（住宅部分が全体の2分の1以上のものに限る。）
診断方法	建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年1月25日国土交通省告示第184号）別添「建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項」によること
注意事項	耐震診断は、 <b>一級建築士</b> 又は <b>二級建築士</b> が行う必要があります。 1つの敷地で受けられる耐震診断費補助は、1回限りです。  交付 <b>決定前</b> に <b>業務着手</b> して はいけません 
補助の額	耐震診断費の3分の2の額で、最大 <b>9万円</b> （千円未満切捨て）

お問い合わせ先 ☎ 0563-65-2381 西尾市 都市整備部 建築課